

V ホットな消費者ニュース(令和7年度)

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、注意が必要な事例について紹介しています。

2025 年 4月号	●アナログ回線終了!光電話に変えなくちゃ?! ●「定期縛りなし」は「1回だけ」ではありません!「解約しないと商品が届く定期購入」です!	P40
2025 年 5月号	●携帯電話料金に関するトラブルー契約内容をよく確認しましょう!ー ●強引な訪問買い取り業者にご注意ください!	P41
2025 年 6月号	●「定期縛りなし」のつもりが定期購入になっていた!? ●インターネット通販の「代引き配達」にご用心!	P42
2025 年 7月号	●もうすぐ夏休み!子どもの高額なゲーム課金に注意しましょう ●「+(プラス)」で始まる不審な電話番号に注意しましょう!	P43
2025 年 8月号	●「瞬時に部屋が冷える!」サーキュレーター等の広告にご注意! ●発火事故にご注意!ワイヤレスイヤホンを安全に使いましょう!	P44
臨時 増刊号	●豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください!!	P45
2025 年 9月号	●使っていないクレジットカード 年会費請求の落とし穴 ●クレジットカードショッピング枠の「現金化」は厳禁です!	P46
2025 年 10月号	●自宅を売っても住み続けられる…!?リースバックの契約は慎重に! ●ニセ電話被害多発!!怪しい言葉に気づき、ニセ電話被害を防ぎましょう!	P47
2025 年 11月号	●SNSなどネットで知り合った人の勧める投資に注意!! ●脱毛エステの倒産によるトラブル	P48
2025 年 12月号	●注意!「歯のセルフホワイトニング」はクーリング・オフの対象外です。断る勇気を持ちましょう。 ●実家で見つけた新品の高額な布団は、「強引な訪問販売」かも!?	P49
2026 年 1月号	●テレビショッピング 注文の電話でもしっかり確認! ●「スマホ1台で簡単に副業!」は本当?うまい話には裏があるので要注意!	P50
2026 年 2月号	●新生活が始まる前に知っておこう!賃貸住宅の原状回復トラブル ●「排水管高圧洗浄キャンペーンのお知らせ」のチラシに注意!	P51
2026 年 3月号	●市町村から許可を受けずに不用品回収を行う業者に注意! ●引っ越し時のトラブルに注意しましょう!	P52



アナログ回線終了！光電話に変えなくちゃ？！

相談事例

自宅の固定電話に、「電話のアナログ回線は終了し、順次光回線に変更される、今なら工事費用無料で変更できる」と説明された。契約している固定電話の会社だと思い、無料で工事ができるうちにと了承した。届いた書類を確認すると、光電話の他にネット回線も契約になっており、会社名も知らないところだった。

アドバイス

- ◆令和6年1月から、固定電話はアナログ回線からIP網に移行しました。
移行しても、現在利用中の電話機はそのまま使い続けることができます。
利用者が新たに電話機の購入や、工事をする必要はありません。
- ◆電話での勧誘に際して、自社の名称を告げない勧誘行為は禁止されています。
- ◆光回線の契約は、契約書が届いて8日間は「初期契約解除」によって解約できます。
また、電波状況が不十分だったり、契約前の説明、書面交付状況が基準に達しなかった場合は、「確認措置」が適用され契約解除できる可能性があります。
- ◆ご不明な時は最寄りの消費生活センターにご相談ください。

「定期縛りなし」は「1回だけ」ではありません！ 「解約しないと商品が届く定期購入」です！

相談事例1

SNSで化粧クリームの広告を見た。「初回1980円、定期縛りなし」と書いてあったので、1回だけのつもりで注文したが、最近2回目の商品が届いた。納品書に次回発送日が書いてあったため、事業者で電話で「定期縛りなしの1回のみ申込んだ」と伝えたと、「次回発送の15日前までに連絡がなかったため、2回目の商品の解約はできない」と言われた。2回目の商品を返品したい。

相談事例2

SNSで健康食品の広告を見た。「初回980円、回数縛りなし」と書いてあったので、1回だけだと思い注文した。2回目が届いたため、注文していない商品だと思い、事業者に連絡せずに返品して終わりと思っていた。しかし、2回目の商品代金9800円の請求書が届いた。支払わないといけなのかな。

アドバイス

- ☞ インターネット通販では、注文する前に、「最終確認画面」で契約に関する重要な情報をしっかり確認しましょう。
- ☞ 通信販売には、クーリング・オフはありません。返品・解約する場合は、事業者の定めた規約に従うことになります。
- ☞ 契約内容の記録として、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましょう。
- ☞ 不安に思ったり、困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

- = 注文する前に「最終確認画面」を確認 =
- ✓ 割引されている「初回価格」「お試し価格」は、定期購入が条件になっていませんか？
 - ✓ 購入する回数が決められていませんか？
 - ✓ 支払うことになる総額はいくらですか？
 - ✓ 返品や解約の条件、連絡方法、連絡先を確認しましたか？
 - ✓ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？

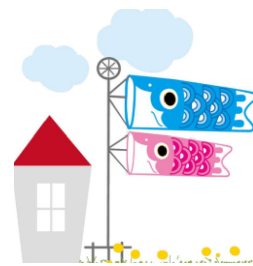
● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)	筑紫野市	092-923-1741
大牟田市	0944-41-2623	宗像市	0940-33-5454
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	糸島市	092-332-2098
飯塚市	0948-22-0857		

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供: 飯塚市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



携帯電話料金に関するトラブル 契約内容をよく確認しましょう！

相談事例1

携帯電話ショップで機種変更を行った。変更前はセットの契約で毎月1万円前後だった。機種変更して2か月ほどしてから2万円近い請求金額になっていた。契約内容がわかる書類を持っておらず、なぜ高額になっているのかわからない。

相談事例2

ショッピングセンターで声をかけられ、携帯電話を契約した。その後、業者から店舗に来てほしいと言われて、近隣の携帯電話ショップへ何度か行った。1か月後、通帳を見て利用料金が高額なことに気づき、ショップへ行って利用明細書を出してもらおうと、説明を受けてないプランがついていた。

アドバイス

- ◆ 契約内容の中でも、特に料金が発生する契約の内容を確認しましょう。
- ◆ 解約時にかかる料金や、割引サービスの内容も確認しましょう。
- ◆ 契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに携帯電話会社に申し出てください。
- ◆ 不安に思ったり、トラブルになった場合は、消費生活センターへご相談ください。

強引な訪問買い取り業者にご注意ください！

相談事例

突然、買い取り業者が訪問してきて「自宅に上がらせてくれ」と言われた。断ったが強引に上がってきて、妻の鏡台や小物入れの引き出しを勝手に開け、貴金属を探しているようだった。「勝手にそんなことをされては困る」と強く言うと、それ以上はせず帰って行ったが、自宅に一人だったので怖かった。（当事者：90歳代 男性）

アドバイス

- ㊦ 訪問購入（訪問買取）では飛び込みの勧誘は法律で禁止されています。
このような事業者は家に入れてはいけません。
- ㊦ 事前に「不要なものはないか、何でも買い取る」と電話がかかってくるケースが多いですが、目的は貴金属の可能性にあります。安易に来訪を了承しないようにしましょう。
- ㊦ 訪問購入は契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフできます。
また、消費者に「引渡し拒絶権」が認められており、この8日間は代金を受け取った後でも物品の引き渡しを拒むことができます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999（日曜日でも電話相談可）	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999（土曜日でも相談可）	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999（土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く）		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700（第2日曜日でも相談可）	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

㊦ 消費者ホットライン（局番なし）188（いやや！）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：北九州市立消費生活センター、宗像市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



「定期縛りなし」のつもりが定期購入になっていた！？

相談事例

動画投稿サイトに掲載されていた「ほうれい線が伸びる化粧品クリーム」の広告を見て、商品を購入した。初回料金が安く、「定期縛りなし」と書かれていたため、1回限りのお試しだと思っていたが、2回目が自宅に届き、約2万5千円の高額な請求書が入っていた。解約したい。

アドバイス

事例のように、「定期縛りなし」や「回数縛りなし」という広告を見た消費者が「1回限り」と思って注文したところ、実は定期購入の契約だったという相談が寄せられています。

「定期縛りなし」は、「最低購入回数の指定がない契約(いつでも解約できる定期購入)」である可能性があるため、契約時には注意が必要です。

なお、定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約(複数回受け取るまで解約できない定期購入)」に誘導される場合もあるため、表示される内容を最後までよく確認しましょう。

- ◆「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではない可能性があるので注意しましょう。
- ◆インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- ◆「最終確認画面」ほか契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存し、証拠を残すようにしましょう。
- ◆お困りの際には、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

インターネット通販の「代引き配達」にご用心！

相談事例

インターネットで海外有名ブランドと大手スポーツメーカーとのコラボスニーカーが市価の5分の1以下と格安だったので注文した。代引きで受け取ったが、写真と違い偽物だった。返品したいが連絡先がわからない。

アドバイス

- ㊚ 販売価格が大幅に値引きされているサイトは「偽物」を疑いましょう。
- ㊚ 「代引き配達」は、宅配業者に代金を支払って荷物を受取り後に、初めて商品が確認できます。代金を支払う前に商品が「本物」か「偽物」かを確認することができません。
- ㊚ 広告の写真は「公式通販サイト」の「正規品」の画像をコピーすれば本物のように加工できます。
- ㊚ 通信販売を利用する場合は、画面の下部にある「特定商取引法の表記」で販売会社の名称(会社名)、住所、電話番号などを確認しましょう。ただし、記載が虚偽の場合もありますので、ご注意ください。
- ㊚ 支払方法が「代引き」のみのサイトにはご用心下さい。
- ㊚ 海外からの荷物の場合、送り状に記載の国内の通関業者などと交渉出来る場合もありますが、困難が予想されます。
- ㊚ 不安に思った時は、早めに消費生活センターへご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供:福岡市消費生活センター、柳川・みやま消費生活センター
発行:福岡県消費生活センター



もうすぐ夏休み！子どもの高額なゲーム課金に注意しましょう

相談事例

- 親の古いスマートフォンを小学生の子どもに与え、ゲーム用として使用させていた。クレジットカード会社からの通知で、子どもが勝手にゲーム課金していたことを知った。返金希望。
- 中学生の子どもが、スマートフォンの認証設定を変えて、高額なゲーム課金をしていた。返金してほしい。

アドバイス

- ☞保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成しましょう。
- ☞法律上は、未成年が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができます。
しかし、子どもが保護者のアカウントでログインして課金した場合、アカウントの所有者である保護者が行った決済とみなされ、取り消しができないことがあります。
- ☞ペアレンタルコントロール機能(有害サイトのブロックや使用時間、課金額、ダウンロードの制限などが可能)を利用して、子どものスマホやタブレットの利用を保護者が管理しましょう。
- ☞子どもが保護者のクレジットカードを使った場合、保護者の管理責任が問われることがあります。
クレジットカードの保管場所に注意しましょう。
- ☞子どもが自分で考えて適切にゲームと付き合えるように、日頃から親子でよく話し合い、ゲーム課金の仕組みを一緒に確認したり、課金についてルールを決めたりしましょう。
- ☞トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

「+（プラス）」で始まる不審な電話番号に注意しましょう！

相談事例

- 公的機関や大手通信事業者を名乗り「この電話は2時間以内に停止する」と自動音声が流れて来た。
電話番号を確認すると「+（プラス）」から電話番号が始まっている。不審な電話だ。
- 「+（プラス）」から始まる電話番号に出るとすぐに切れてしまった。気になって折り返し電話をしてしまった。不安だ。

アドバイス

- ◆「+」から始まる電話番号は国際電話です。国際電話を装うことで発信元が特定しにくくなります。
実際は国内から発信していながら、国際電話を装っていることもあります。
- ◆国際電話番号から電話やショートメッセージに「未納料金がある」「サービスを停止する」などと不安をあおり、個人情報聞き出しや、金銭の支払いを要求する架空請求詐欺だと思われます。
- ◆1回の呼び出し音で電話を切る「ワン切り」を国際電話で行い、折り返し電話させることで高額な通話料金を請求されます。
- ◆海外からの電話に心当たりがなければ、国際電話には出ない、折り返さないことです。
固定電話であれば、国際電話の発信・着信を無償で休止することができます。
最寄りの警察署でも手続きができます。
- ◆スマートフォンの場合もご自身で国際電話の着信拒否設定が可能です。
設定がご不明な場合は販売店へお問い合わせください。

問い合わせ先
国際電話不取扱受付センター
電話 0120-210-364

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供: 久留米市消費生活センター、行橋市広域消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



「瞬時に部屋が冷える！」サーキュレーター等の広告にご注意！

相談事例

- 動画配信サイトで「1秒で部屋の温度が20度下がる」というサーキュレーターの広告が出てきた。真っ白な風が勢いよく出て、すぐに部屋が冷える動画だったので申し込んだ。しかし、届いた商品はプラスチック製の安っぽい商品。風も弱く広告のようにすぐには冷えない。返品したいが事業者の連絡先がわからず、送り状に記載の返品代行センターに電話をかけてもつながらない。
- SNSに「有名大学と電機メーカーが提携して作った商品。大容量の風が吹き、瞬時に部屋を冷やす」と移動式エアコンの広告が出てきた。壁掛け式で自分の好きな場所に取り付けることができ、「90%オフ。先着100名様まで」と書いてあったので3台申し込んだ。その後、ネットで自分が注文した商品を分解している動画があり、内部に羽が数個ついているだけのおもちゃのような商品であることがわかった。商品は届いていないが解約したい。



アドバイス

- ◆ 高性能を謳うSNSの広告をうのみにしないようにしましょう。
- ◆ インターネットショッピングは通信販売にあたります。通信販売の返品、解約は、通販サイトの規約に沿うことになります。申し込む前にきちんと規約を確認しましょう。
- ◆ 事業者名、住所、電話番号が明記されていない通販サイトは申し込まないようにしましょう。
- ◆ クレジットカード払いの場合は、カード会社に対応を求めてみましょう。

発火事故にご注意！ワイヤレスイヤホンを安全に使いましょう！

相談事例

ネット通販で購入したワイヤレスイヤホンを充電ケースに入れた状態でカバンに入れていた。突然、爆発音がして充電ケースから発火した。カバンの一部も焦げてしまった。

事故を防ぐポイント

- ワイヤレスイヤホンはリチウムイオン電池等を使用しているため、使い方を誤ると、やけどや火災につながる可能性があります。取扱いに注意して、安全に使いましょう。
- ㊦ 落とすなど、製品本体に強い衝撃を与えないようにしましょう。
 - ㊦ 炎天下の車内など、高温の場所には放置しないようにしましょう。
 - ㊦ 熱がこもりやすくなるので、充電ケースを布などで覆わないようにしましょう。
 - ㊦ 充電中は周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
 - ㊦ 異音がする、煙が出ている、熱くなっている、変な臭いがするなどの異常を感じたら、すぐに使用を中止しましょう。
 - ㊦ 購入する時は、製造事業者・輸入事業者・販売事業者の連絡先が表示されている製品を選びましょう。
 - ㊦ 製品がリコール対象かどうかは、消費者庁「リコール情報サイト」で確認できます。

参考：独立行政法人製品評価技術基盤機構『夏バテ(夏のバッテリー)』にご用心～「リチウムイオン電池搭載製品」の火災事故を防ぐ3つのポイント～

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

㊦ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：糸島市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター

豪雨災害に便乗した 悪質商法にご注意ください!!



自然災害をきっかけや口実とした悪質商法が発生することが考えられますので注意しましょう。
悪質商法の被害にあいそうになったとき、被害にあったときは、すぐにお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

相談事例1

屋根が一部壊れたので、業者へ点検を依頼した。業者は屋根裏に上がり、カメラで撮影した画像を見せて、「早く工事をした方がいい。金額は300万円だ。」という。
「このまま放置すると雨漏りする」と不安をあおられ、契約を急がされた。

アドバイス

災害による被害で、修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取って比較したり、家族や周囲の方などに相談して、十分に検討したうえで契約しましょう。

相談事例2

「火災保険を請求すれば自己負担無しで修理できる。保険申請も手伝う。」などといわれ契約を結んだが、「保険金請求は、経年劣化を自然災害と偽って請求するように」と言われた。
怪しいと思い解約を申し出ると、高額な解約料を請求された。

アドバイス

請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは、自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金の支払い対象になるのかなどを確認しましょう。

相談事例3

社会福祉関係団体や市役所の職員を名のって、義援金の集金や振り込み依頼の電話があった。

アドバイス

社会福祉関係団体や市役所などの公的機関が、戸別訪問や電話などで義援金を求めることはありません。あやしいと思ったときは、相手が名のった公的機関などに確認しましょう。

自然災害発生時に **あわてない** ために

- ☑災害に備えて事前に火災保険、自動車保険などの保険契約の内容を確かめましょう。
- ☑被害を少なくするため、事前に家屋(屋根瓦、排水溝、耐震性など)の状況を確認しましょう。
- ☑災害に便乗した高額な家屋の修理工事などの悪質な勧誘に気をつけましょう。

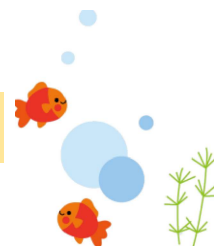
消費者ホットライン (局番なし) **188** (いやや!)

※あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月～金曜日 9:00～16:30 日曜日 10:00～16:00



使っていないクレジットカード 年会費請求の落とし穴

相談事例

クレジットカード会社より、サービス手数料(年会費)の請求ハガキが届いた。「1年間カードの利用がなければ、1,650円の手数料がかかる」と書いてある。このカードは買い物時に、「ずっと無料」と勧誘されて作ったが、使用していなかったのに解約手続きを行わずに処分した。クレジットカード会社のアプリ等をインストールしていないので、カード番号も分からない。解約しようと電話をするが混み合っていて繋がらない。どうしたらよいのか。

アドバイス

- ㊦ クレジットカードの年会費は、「初年度無料」でも、次年度からは「年間1回以上の利用で無料」「年間一定金額(例:10万円)以上の利用で翌年無料」などと条件が設けられている場合があります。
- ㊦ 年会費や手数料の無料条件や請求時期をしっかりと確認しましょう。
- ㊦ 使っていないクレジットカードは、年会費請求のほか、不正利用されるリスクもあります。放置せずに解約手続きを行いましょう。
- ㊦ カードを作るよう勧誘されても、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- ㊦ クレジットカードの会員規約が改定されることもあるので定期的に確認しましょう。

クレジットカードショッピング枠の「現金化」は厳禁です！

相談事例

SNSで知り合った人から暗号資産投資を勧められた。「お金がない」と断ると、クレジットカードのショッピング枠の現金化を指南された。現金化を謳う業者のサイトを紹介され申し込むと、高額な手数料を引かれた金額の振り込みを受けた。そのお金で投資し、利益が出ているようだったが、なぜか出金不能になり債務だけが残ってしまった。

アドバイス

- ◆ クレジットカード会社は、換金を目的とするクレジットカードの利用を認めていません。このことは、カード会社とカード会員との約束事である会員規約に記載されています。規約に違反すると、残金の一括請求、カードの利用停止、カードの強制退会等のペナルティを受けることにもなります。
- ◆ クレジットカードのショッピング枠を現金化しても、利用した代金はカード会社に支払わなければなりません。その場でいくらかの現金を手に入れたとしても一時的にしのげるだけで、結局は自分の債務を増やすことになります。
- ◆ クレジットカードのショッピング枠を現金化する業者に提供したカード番号や個人情報等が悪用されてしまうことがあります。
- ◆ 場合によっては、利用者本人が犯罪に問われることやトラブルに巻き込まれることもあります。
- ㊦ (一社)日本クレジット協会も注意喚起しています。
クレジットカードショッピング枠の「現金化」は絶対に行わないでください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供:北九州市立消費生活センター、筑紫野市消費生活センター
発行:福岡県消費生活センター



自宅を売っても住み続けられる…!?リースバックの契約は慎重に!

相談事例

退職して収入が減ったため、残りの住宅ローンの返済に困っていたところ、リースバックの会社が訪ねてきて、「2000万円で買い取る。家を買った後も家賃12万円で死ぬまで住み続けられる。」と言われており、契約しようか悩んでいる。



アドバイス

- ㊦ 自宅(マンション、戸建て住宅)を売却して現金を得て、売却後は賃貸借契約を結んで、毎月の家賃を支払うことにより同じ家に住み続けることができるサービスを「リースバック」といいます。「リースバック」を検討する際は、自宅の売買と賃貸借それぞれの契約について十分に理解し、必要に応じて家族や親族とも相談しながら検討を進めるようにしましょう。
- ◆ しつこく勧誘されたり、売却をあおるようなセールスをされても、必要がない場合には、きっぱりと断りましょう。
- ◆ 自宅の売却はクーリング・オフができません。
- ◆ 売却後は、賃貸借契約となります。
- ◆ 自分が望む期間、本当に住み続けることができる契約なのか、契約書の内容をよく確認しましょう。
- ◆ 契約をする前に、住み続ける期間にわたって毎月の家賃を払い続けることができるか、計算しましょう。
- ◆ 提示されている売却価格が相場から大きく外れていないか、複数の業者に意見を聞いてみましょう。
- ◆ 自宅が自分の持ち物ではなくなり、自由に設備を変更できなくなる点にも注意しましょう。

ニセ電話被害多発!!

怪しい言葉に気づき、ニセ電話被害を防ぎましょう!

相談事例

- 固定電話に総務省から「2時間後に電話が使えなくなる」とガイダンスで電話がかかり、1番を押すよう言われた。
- スマホに契約していない携帯電話会社から「未払いがある」と電話がかかった。海外からの電話のようだ。

アドバイス

- ◆ 「電話が使えなくなる」「犯罪の容疑」「口座が不正利用」「料金が未納」などの文言には注意が必要です。
- ◆ **非通知や知らない番号からの電話は出ない、かけ直さないことが大切です。**
- ◆ 相手は、国の機関、警察官、通信会社など実在する名前を騙ります。すぐに信じないようにしましょう。
- ◆ +(プラス)の付く国際電話の番号にかけ直しの電話をすると高額な通話料金がかかることがあります。かけ直しの電話はしないようにしましょう。
- ◆ 日ごろから留守番電話設定にしましょう。
- ◆ また、通信会社によっては、着信拒否設定も可能な場合があるので、相談してみてください。
- ㊦ 福岡県警の発表では、今年1月から7月末までのニセ電話詐欺の被害額が30億3千万円と昨年1年間の被害額を大幅に超えています。だまし取られたお金を取り戻すのは困難です。よく使われる言葉や手口、どう対処すればよいのかを知って、被害を未然に防ぎましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

㊦ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供: 福岡市消費生活センター、飯塚市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



SNSなどネットで知り合った人の勧める投資に注意！

相談事例

趣味でSNSに写真を投稿していたら、写真に興味を持った人からメッセージが来て、写真の話で盛り上がった。そのうち、恋愛感情を持つようになり、相手から二人の将来のために投資をしようと投資サイトを紹介された。10万円を入金したら、利益が出て出金することができた。しばらくすると、今度は結婚するためにお金が必要と言われ、投資額を増やすことにした。利益がかなり出たので出金したいと伝えたら、先に高額な税金を払わないと出金できないという返事が来た。そこで初めて騙されているかもしれないと気付いた。結局出金できず、その相手とも連絡がとれなくなった。

アドバイス

- ☞ SNSなどネットで知り合った人は、架空の人物かもしれません。
顔写真を送ってもらっていても、本人と無関係の写真です。
- ☞ 投資を行う際、入金先が個人名義の銀行口座ということはありません。
- ☞ 投資サイト上で利益が出ているように見えても、架空の運用画面です。
このような偽の画面は、個人で簡単に作ることができます。
- ☞ 投資を始めたばかりで、利益が少額なうちは出金できる場合もありますが、これは信用させるための手口です。利益が出たので出金しようすると、さまざまな名目で繰り返し入金を要求され、出金できず、相手やサイトの運営事業者と連絡がとれなくなります。
- ☞ SNSなどネットで知り合った人から投資を勧められたら、詐欺を疑いましょう。

脱毛エステの倒産によるトラブル

相談事例

全身脱毛のコースを30万円で契約した。数回通ったところでエステ会社が倒産した。代金は契約時に一括で支払った。返金してもらえないのか。(20代女性)

アドバイス

- ◆ 脱毛エステは長期間で高額な契約となる場合が多く、施術代金を前払いしているケースが見られます。事業者が倒産した場合、既に支払った代金の返金を求めるのは困難です。
前払いでの高額契約は慎重にするようにしましょう。
脱毛エステの契約をする際は、都度払いを選択するのも一つの方法です。
- ◆ クーリング・オフや中途解約の条件について、契約前に必ず確認して、契約書は必ず保管してください。
- ◆ 代金を信販会社等を介して支払っている場合、契約期間中で未施術があれば、未施術分の返済を免除してもらえることがあります。信販会社にご相談下さい。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供: 久留米市消費生活センター、宗像市消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



注意！「歯のセルフホワイトニング」はクーリング・オフの対象外です。断る勇気を持ちましょう。

相談事例

求人情報サイトに掲載されていた『歯のホワイトニングモニター：1時間1,000円』に応募した。後日店舗に出向き、担当者から説明を受けながら自分で薬剤を塗布し、専用の機械で光を照射した。ホワイトニングが終わると、1年間で19回セルフホワイトニングが受けられるモニター承諾書にサインをするよう求められた。代金は21万円で支払えないと思ったが、男性の担当者として1対1の状況だったため、断れずに契約を結んだ。帰宅後、クーリング・オフを希望したが、事業者から「出来ない」と言われた。

アドバイス

- ☞ 事例のような歯のセルフホワイトニングについては、特定商取引法の特定継続的役務には該当しないため、クーリング・オフや中途解約等の適用がありません。
- ☞ 中途解約は認めるという場合でも、平均的な損害を超える、高額な違約金を請求する事業者もあります。
- ☞ アルバイトのつもりで店舗に行ったところ、思いもよらない勧誘を受け、「帰ります」「契約はしません」と言い出せずに、契約書にサインをしたという事例も見られます。「モニター募集」「アルバイト感覚で」等というインターネットの広告を見て、被害に遭う消費者が今後増えることが予想されます。
- ☞ 契約を結ぶ際に、不要であると少しでも思ったら、きっぱりと断りましょう。

実家で見つけた新品の高額な布団は、「強引な訪問販売」かも！？

相談事例

久しぶりに実家に帰ったところ、新品の布団を見つけた。親に確認すると、はっきりと覚えていないようだが、事業者が訪問し、ブランドの布団を買って欲しいと勧誘され、60万円の契約をしたようである。契約書面をもらい、事業者は古い布団を持って行ったようだ。親は新品布団の解約を希望している。どうしたらよいか。

アドバイス

- ◆ 突然、自宅に訪問してきて、「不要な布団はないか」などと言われても、その場ですぐに対応しないようにしましょう。高額な布団の購入を勧められる恐れがあります。ドアを開ける前に、訪問者の名前と用件を聞き、必要なければ「帰ってください」ときっぱり断りましょう。
- ◆ 事業者の来訪は、一人に対応しないで、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。
- ◆ 消費者トラブルを防ぐためには、家族や地域で、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、日頃から高齢者を見守り、変化に気づくことが重要です。
- ◆ 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内はクーリング・オフできます。クーリング・オフ期間内であれば、布団を使用していてもクーリング・オフできます。クーリング・オフ期間を過ぎていても取り消しができる場合もあります。
- ◆ おかしいなと思ったら、困った時には、早めに、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：大牟田市消費生活センター、福岡県消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



テレビショッピング 注文の電話でもしっかり確認！

相談事例1

テレビショッピングで紹介されていた膝のサポーターを電話で注文。届いた膝のサポーターはまったく伸縮性がなく、痛くて着用できない。電話での商品注文時にサイズを確認したのに捨てるしかないだろうか。

相談事例2

テレビショッピングで首周りのマッサージ器をクレジットカードの分割払いで購入したが、広告と動作が異なり、効果が感じられなかった。納得がいかず配送センターへ解約を申し出たが、「使用済みのため返品不可」との回答だった。不満である。

相談事例3

テレビショッピングで化粧品を電話で注文した。その際、オペレーターから定期購入で注文すると安く買えると勧誘されたが、定期購入はしないと断った。1回だけの注文のはずなのに2回目が届いた。販売店に電話をしてみるが、つながらない。

アドバイス

テレビショッピングは実物の確認ができないため、「イメージ違い」や、「キャンセルの可否」等に関するトラブルが報告されています。

- ◆ テレビショッピングの情報だけではなく、電話口でも商品についてよく確認しましょう。
- ◆ 返品・解約条件を確認しましょう。
- ◆ 意図せず定期購入になってないか確認しましょう。
- ◆ 判断力が低下した高齢の方が次々に購入してしまう場合、家族等から事業者へ相談しましょう。

「スマホ1台で簡単に副業！」は本当？ うまい話には裏があるので要注意！

相談事例

ネットで見つけた、スマホで稼げる副業を契約した。「月に70万円は仮想通貨で儲かる」「仕事が軌道に乗れば返金する」と説明があり、消費者金融で150万円を借りて振り込んだ。しかし、その後全く儲からず、借金の返済が始まるため、解約して返金してほしい。

アドバイス

- ☞ こうした副業の多くは、支払ったサポート料を超える利益が得られるようなものではありません。うまい話を安易に信じてすぐに契約をするのはやめましょう。
- ☞ 「簡単に稼げる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。
- ☞ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン (局番なし)188(いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供: 北九州市立消費生活センター、行橋市広域消費生活センター
発行: 福岡県消費生活センター



新生活が始まる前に知っておこう！賃貸住宅の原状回復トラブル

相談事例

3年間入居した賃貸アパートを退去したら、壁クロスの張り替え代と洗面台のキズの修理代として5万円を請求された。全額払わないといけないのか。

アドバイス

これから引っ越しをする人が増える時期です。

毎年、賃貸住宅の原状回復費用をめぐるトラブルの相談が多く寄せられています。

賃貸住宅について注意すべきポイントをあらかじめ知っておきましょう。

- ◆ 契約の前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書に書かれている内容をよく確認しましょう。特に、退去する際の費用負担に関する項目は必ず確認しましょう。
- ◆ 入居する時には、キズや汚れなどがないか、エアコンなど備え付けの設備がきちんと動作するなど、写真を撮ったりメモを取ったりしながら、入居時の状況をしっかり確認し、記録を残しておきましょう。
- ◆ 入居中に、エアコンの不具合やトイレの水漏れなどのトラブルが発生した場合には、すぐに貸主側に相談しましょう。貸主側に無断で修繕を行うと、退去時の精算の際にトラブルになる可能性があります。また、賃貸住宅はあくまで借りているものであることを意識し、日頃からできるだけきれいに使うことを心がけましょう。
- ◆ 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に貸主側に説明を求めましょう。

「排水管高圧洗浄キャンペーンのお知らせ」のチラシに注意！

相談事例

「一戸建てにお住いの皆様。高圧洗浄料金3000円」と書かれたチラシが入っていた。「地域一斉集中工事を行うことにより格安にて実施」と書かれ、有効期限が記入された朱色の日付印が押されている。市が委託した業者なのか。本当に3000円でやってもらえるのか。

アドバイス

市が委託したと誤解するようなチラシの内容と低価格にひかれ、排水管洗浄を依頼したところ、高額な費用の請求をされた、という相談が寄せられています。

- ☞ 宅地内の排水設備は個人の所有物です。
市が清掃や点検を業者に委託することはありません。
- ☞ チラシに「〇〇円」と大きく記載されていても、さまざまな条件がある場合が多く、実際は費用が高額になったり、他の工事の勧誘を受けたりすることもあるので、注意しましょう。
- ☞ 排水管のつまりや悪臭など、気になる箇所がある場合は、複数の見積もりを取り、比較検討して決めましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999（日曜日でも電話相談可）	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999（土曜日でも相談可）	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999（土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く）		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700（第2日曜日でも相談可）	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン（局番なし）188（いやや！）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：福岡市消費生活センター、糸島市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター



市町村から許可を受けずに不用品回収を行う業者に注意！

相談事例

不用品を処分しようと思い、ネットで見つけた業者に電話した。不用品の量を伝えたら、「実際に見ないとわからないが2万円程度」と言われた。しかし、当日、「大型トラックしか手配できなかった」「大型家具がある」などと言われ、10万円を請求された。支払いを迫られ、しかたなく払ったが、納得できない。

アドバイス

- ◆ 一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要です。
- ◆ 不用品の処分は、お住いの市町村の窓口に依頼するか、市区町村のホームページや窓口へ問合せで一般廃棄物処理業の許可業者を探し、複数社から見積もりを取りましょう。
- ◆ 見積もりを取るときは、追加料金の有無を確認し、作業内容・料金を明確に出してもらいましょう。また、キャンセル料を確認しましょう。
- ◆ 依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者とわかった場合は、作業を断りましょう。
- ◆ 見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合や、広告等の表示額と実際の請求金額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフが適用できる可能性があります。トラブルになったときは、お住いの地域の消費生活センターに相談しましょう。

引っ越し時のトラブルに注意しましょう！

相談事例

- ・引っ越しの見積りを依頼し契約したが、引っ越し日の10日前にキャンセルしたところ、キャンセル料を請求された。
- ・引っ越しで荷物が一部紛失した。また、荷物の搬入時に、新築住宅の階段に傷がついた。

アドバイス

- 👉 引っ越しの契約では、多くの事業者が国土交通省が定めた「標準引越運送約款」を使用しており、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。見積の際に必ず内容を確認し、気になる点は事業者の説明を求めましょう。
- 👉 キャンセル料については、引っ越しの当日は運賃及び料金の50%以内、前日は30%以内、前々日は20%以内と定められています。
- 👉 引っ越し荷物の紛失・破損については、事業者が作業に落ち度がなかったことを証明できない場合は、損害賠償責任を負うこととされています。引っ越し荷物以外の家屋の破損等についても同様です。荷物の一部紛失の場合、荷物を受け取ってから3カ月以内に申し出をしましょう。家屋の破損等については、引っ越し前の状態を写真などで記録しておき、できるだけ早く申し出ましょう。ただし、原則は修理等による現状復旧の範囲内での対応になります。
- 👉 困った時は、消費生活センターや、公益社団法人福岡県トラック協会（電話番号092-451-7878）に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999（日曜日も電話相談可）	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999（土曜日も相談可）	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999（土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く）		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700（第2日曜日も相談可）	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

☎ 消費者ホットライン（局番なし）188（いやや！）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。

事例提供：久留米市消費生活センター、筑紫野市消費生活センター
発行：福岡県消費生活センター